

## 社会保険等未加入対策に係る契約約款の改正について

平成30年10月1日以降、入札公告又は指名通知（随意契約を含む。）を行う工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定することに伴い、以下のとおり契約約款の条項を追加することとしますのでお知らせします。

### 1 工事請負契約書の追加条項

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く（※1）。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情（※2）があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### ■第7条の2の「一次下請業者」の対象（※1）

「一次下請業者」は建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても、社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

## ■「特別の事情」が認められる場合（※2）

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合

### 「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

## 2 社会保険等の加入状況の確認

(1) 下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等への加入状況について、保険料の領収済通知書等により確認したうえで、施工体制台帳を提出してください。

(2) 特別な事情により、社会保険等未加入業者と下請契約を締結しようとする場合、当該建設業者と下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（理由書面）を、事前に発注者へ提出してください。

発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に参加することを条件に一次下請契約が認められます。

⇒別紙フロー①

## 3 発注者による確認

発注者は、施工体制台帳により社会保険等への加入状況を確認します。

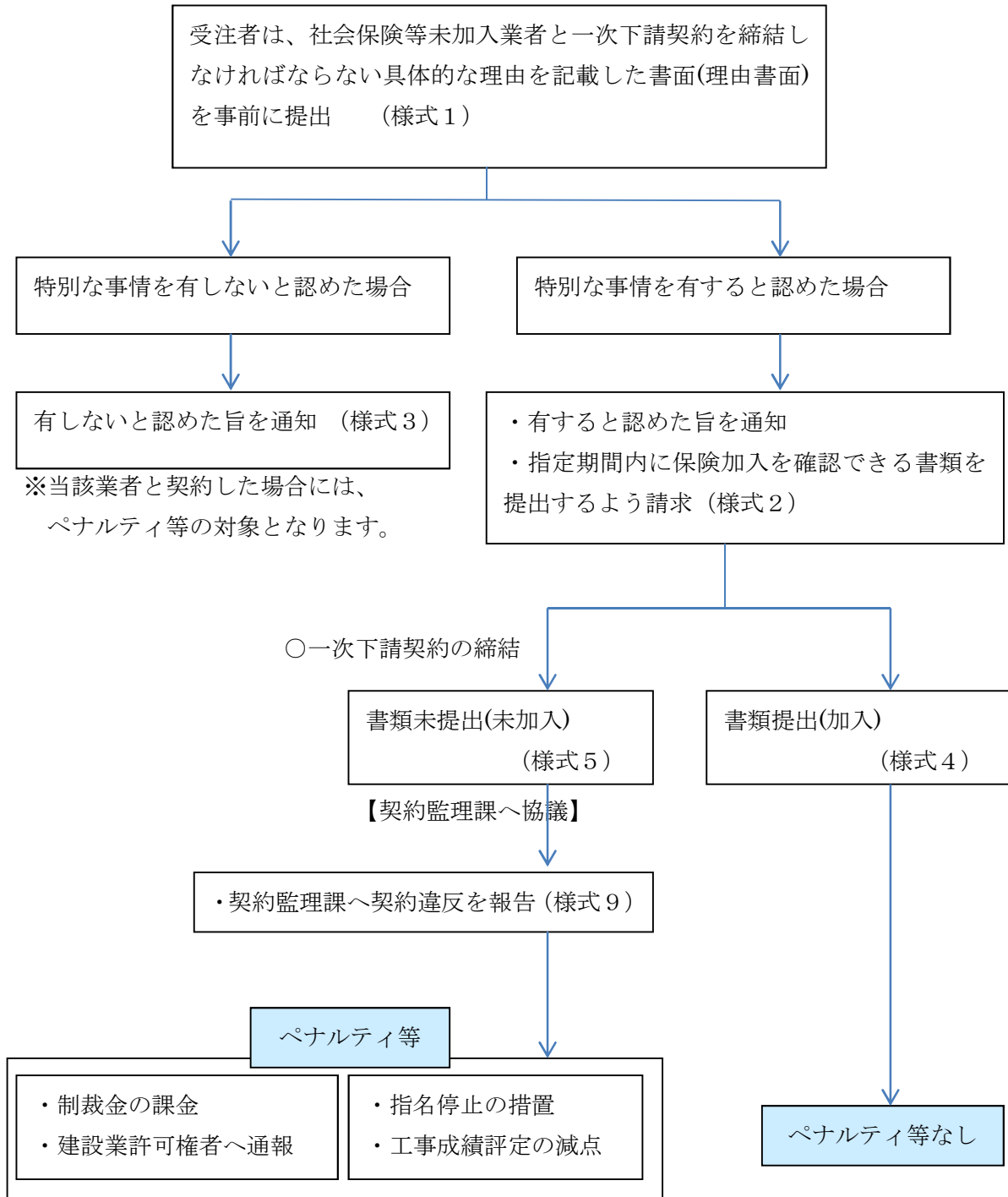
⇒別紙フロー②

## 4 実施時期

平成30年10月1日以降、入札公告又は指名通知（随意契約を含む。）を行う工事から適用

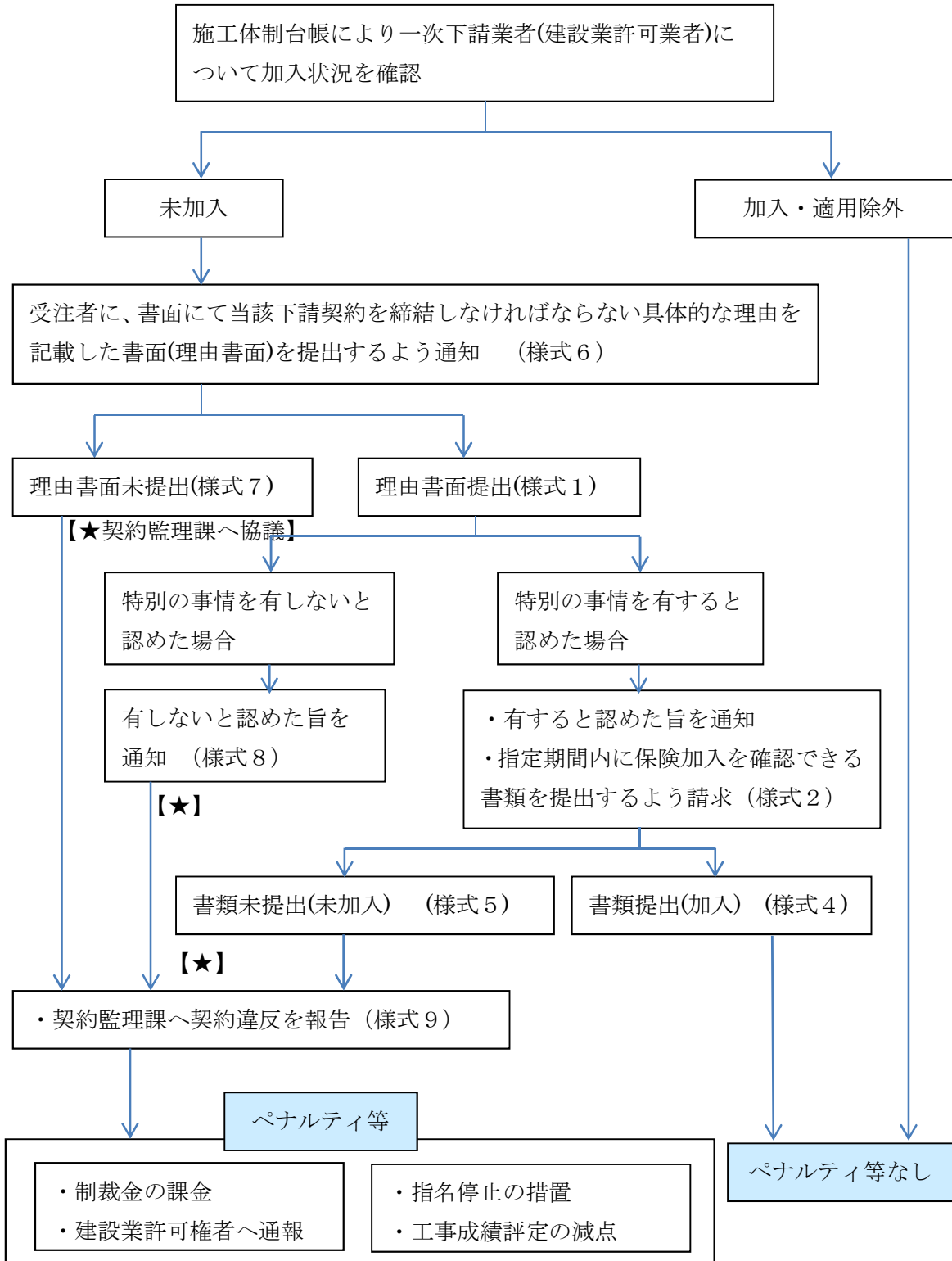
別紙フロー①

「特別の事情」により社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結する場合



### 発注者による社会保険等加入の確認フロー

【対象：一次下請業者】



様式 1

平成 年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情について

下記の工事について、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結しなければならぬ具体的な理由を提出します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 一次下請業者名	
4 未加入の社会保険等	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 理 由	

様式 2

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有無について  
(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社が提出した「工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について」記載の理由については、同条の 2 第 2 項前段に定める特別の事情を有するものと認めます。

については、平成〇〇年〇〇月〇〇日【本通知から原則 30 日間以内】までに、「〇〇社」が※〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第 48 条
- ②厚生年金保険法第 27 条
- ③雇用保険法第 7 条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

問い合わせ先

山口市〇〇〇課〇〇担当

TEL :

FAX :

様式 3

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有無について  
(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社が提出した「工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について」記載の理由については、同条の 2 第 2 項前段に定める特別の事情を有すると認められませんでした。

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :

様式 4

平成 年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

このことについて、未加入の社会保険等について届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 一次下請業者名	
4 加入した社会保険等	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 確 認 書 類	別添のとおり



様式 5

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

社会保険等への加入状況に係る確認書類の未提出について(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号「工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情の有無について」による、「〇〇社」が※〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することのできる書類(確認書類)が期限内に提出されませんでした。

貴社は、工事請負契約書第7条の2第2項の規定に違反しているため、同条の2第3項の規定に基づき制裁金を徴収します。

つきましては、一次下請業者「〇〇社」と締結した下請負契約の最終契約金額が確定次第、速やかに報告してください。

提出書類：「〇〇社」との最終の下請負契約書の写し

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :

様式 6

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

一次下請業者に関する社会保険等加入について(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、一次下請業者である「〇〇社」が社会保険等未加入業者であることが確認されました。

これは、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反するものであり、同条の2第2項に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日【本通知から原則7日間以内】までに当該一次下請契約を締結しなければならない特別の事情について、具体的な理由を記載した書面を提出してください。

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :

様式 7

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情の未提出について  
(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号「一次下請業者に関する社会保険等加入について」による、〇〇工事に係る一次下請業者「〇〇社」との契約を締結した具体的な理由を記載した書面（理由書面）が期限内に提出されませんでした。

貴社は、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反しているため、同条の 2 第 3 項の規定に基づき制裁金を徴収します。

つきましては、一次下請業者「〇〇社」と締結した下請負契約の最終契約金額が確定次第、速やかに報告してください。

※提出書類：「〇〇社」との最終の下請負契約書の写し

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :

様式 8

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の認定等について  
(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社が提出した「工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について」記載の理由については、同条の 2 第 2 項前段に定める特別の事情を有すると認められませんでした。

貴社は、同条の 2 第 1 項の規定に違反しているため、同条の 2 第 3 項の規定に基づき制裁金を徴収します。

つきましては、一次下請業者「〇〇社」と締結した下請負契約の最終契約金額が確定次第、速やかに報告してください。

提出書類：「〇〇社」との最終の下請負契約書の写し

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :

様式 9

第 号  
平成 年 月 日

契約監理課長 様

〇〇〇〇課長

社会保険等未加入の一次下請業者について(報告)

下記の工事に係る一次下請業者は、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反しており、社会保険等に未加入ですので、必要書類を添えて報告します。

記

1 通知理由	ア 理由書面の提出がなかった イ 理由に特別の事情が認められなかった ウ 保険加入を確認できる書類の提出がなかった	
2 工事名		
3 元請業者名		
4 未加入業者	許可番号	許可( )第 号
	住所	
	商号又は名称	
	代表者	
5 未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
6 添付書類	施工体制台帳の写し(付属書類を含む)	

様式10

第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

山口市上下水道事業管理者

社会保険等未加入の下請業者への指導について（通知）

貴社が受注した本市発注工事に係る下記の下請業者は、保険加入義務があるにも関わらず、社会保険等に加入していないことが認められました。

つきましては、今後、速やかに当該保険への加入手続きを行うよう御指導ください。

記

1 工事名	
2 未加入業者名	
3 未加入の 社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

問い合わせ先  
山口市〇〇〇課〇〇担当  
TEL :  
FAX :